

□次のような場合は、新たに保育所等で就労したとはみなされません。

**新たに保育所等に勤務する保育士とみなされない事例**

※個別に状況を確認させていただきますのでご相談ください。

- ① 保育所等勤務か所（施設）を変更（転職）したが、実態として月単位で雇用が継続又は保育所等で勤務していない期間が1年未満の場合
- ② 保育士以外の業務に従事していた従前の保育所等を退職し、1年以上経過しないうちに保育所等で保育士として就労する場合  
【保育士以外の仕事の例】  
調理師，看護師，事務員，保育補助者等
- ③ 契約更新により毎年（度）新規雇用となっているが、実態として雇用が継続されている場合
- ④ 保育所等における雇用形態が変更したが、実態として雇用が継続されている場合  
【雇用形態の変更の例】  
パート契約から正職員への変更  
従事業務の変更（②と同様の職種） など

□次の保育料等は助成対象となりません

**助成の対象とならないもの**

- ① 一時預り、病児保育に係る保育料
- ② 私学助成の幼稚園の利用料金
- ③ 市町村発行の保育料以外の料金
  - ・ 認可外保育所に係る保育料
  - ・ 保育所の延長保育時間部分
  - ・ 幼稚園の預かり保育分の料金 等
- ④ 保育形態が不適正な保育に係る利用料金